

クリーンセンターからのお知らせ

廃棄物減量等推進員（ごみ減量等推進員）について

【ホームページID：1002477】

廃棄物減量等推進員（ごみ減量等推進員）とは、「地域と市を結ぶパイプ役」、並びに「地域のごみ減量リーダー」として、各地域から推薦していただいた方へ委嘱しているものです。

令和6年5月11日（土）、クリーンセンター（リサイクルプラザ・プラザ館）にて、ごみ減量等推進員の皆様向けの会議を開催しました。各委員には、委嘱状及び資料をお渡しし、日常のごみ問題やごみゼロ運動などボランティア活動におけるご意見を伺いました。

ごみ出前講座（ケロクルミーティング）について

【ホームページID：1002478】

ごみ出前講座（ケロクルミーティング）とは、ごみに関する諸問題について、市の職員と意見交換をする場です。

- ① 日時、② 場所、③ テーマ（議題）を決めていただき、クリーンセンターへお申し込みください。

家庭ごみの正しい分け方・出し方パンフレットについて

【ホームページID：1002416】

令和6年度に、「家庭ごみの正しい分け方・出し方パンフレット」を大幅に更新しました。

既に自治会等を通じて各ご家庭に配布しておりますので、パンフレットを参考にごみの正しい分別等に御協力をお願いします。

ごみ集積所位置の変更等について

【ホームページID：1010412】

既存のごみ集積所の位置を変更する場合、流山市ごみ集積場所収集申請書の提出が必要となります。

申請書の提出については、具体的な位置や設置条件等、確認事項が多いため、**収集開始希望日の7日前までに**クリーンセンター窓口までご持参ください。

また、設置位置等について今後トラブルのないよう、申請書の地域住人了承状況欄には、自治会長様の署名または記名押印が必要となります。

※移設先の設置場所によっては、収集ができない可能性がございます。

※ごみ集積所の新規設置、廃止についても申請書の提出が必要となります。特に新規設置の場合、設置場所の条件等がありますので、事前にご相談いただけますよう御協力をお願いします。

ごみ集積所の管理について

ごみ出しについて、ごみの分別が守られていない、朝8時30分を過ぎての排出、指定ごみ袋以外での排出（燃やすごみ、容器包装プラスチック）、粗大ごみの不法投棄等、ごみ集積所には様々な問題がございます。

ごみ集積所は利用者や自治会、集合住宅については管理会社等が管理をさせていただいているため、ごみ出しのルールが守られない集積所については、原則、各集積所の管理者もしくは利用者に対応をお願いしております。

クリーンセンターでは、ごみ出しのルールを守っていただくために警告文の作成を行っております。ごみ集積所ごとに、ごみ出しについての問題等が異なりますので、具体的な内容や文言を相談しながら警告文を作成することができます。警告文が必要な方は、クリーンセンターまでお越しいただきますようお願いいたします。

ごみ出しのルールを守らず、集積所の運用にお困りの場合は個別に対応させていただきますので、クリーンセンターまでご相談ください。

お問い合わせ

流山市クリーンセンター

電話 04-7157-7411